

## 令和8年度後期

### 市民講師企画講座 『まなびの教室』 募集要項

#### 1 趣旨

第4次刈谷市生涯学習推進計画に基づき、生涯学習講座受講後の継続的な学習や活動を支援するとともに、市民などが講座を企画し、自らが指導者として活躍する機会を提供する。

#### 2 市民講師について

- (1) 講師資格 刈谷市在住・在勤・在学の方（グループでの応募も可）
- (2) 募集人数 5名程度
- (3) 募集期間 令和8年5月10日（日）～31日（日）
- (4) 必要書類 指定の計画書（様式1）及び誓約書（様式2）  
※参考となる写真等がある場合は添付
- (5) 申込方法 必要書類を作成し、事前に来館日時を電話予約の上、総合文化センターへ講師本人が持参してください。その際、簡単な面接をします。

#### 3 開催する講座について

- (1) 実施場所 刈谷市総合文化センター（若松町2-104）
- (2) 開催期間 令和8年11月～令和9年2月
- (3) 講座回数 原則として6回以内
- (4) 講座時間 原則として1回60分～120分
- (5) 講座内容 ジャンル不問
- (6) 定員 15名程度
- (7) その他 講座開催にあたり、託児室は設置できません。

#### 4 講座開設について

- (1) 次の場合は講座を開設できません。

ア 講座の内容が政治、宗教、営利に関わるものであるとき。

- イ 公序良俗に反するなど不適切であると市が認めたとき。
- (2) 講座の開催に係る総合文化センター及び市の業務は、次のとおりです。
- ア 広報に関すること。
- イ 受講者の募集及び決定に関すること。
- ウ 会場の提供に関すること。
- (3) 講座の開催に係る講師の業務は、次のとおりです。
- 当日の運営（会場準備、進行など）に関すること。
- (4) 講師料については、受講者から受講料（教材費別）として受領することができます。ただし、受講料は一人1回300円までとします。
- ※確定申告が必要となる場合がありますので、各自対応をお願いします。
- ※材料は適切な価格のものを用意してください。
- ※著作権料が発生する場合は、講師負担となります。
- (5) 受講申込者数が最少催行人数に満たなかった場合、講座は中止とし、その場合の受講者への連絡は総合文化センターが行います。
- (6) 運動や工作の講座では、受講者の安全面に十分注意をしてください。また、必要に応じてレクリエーション保険などへの加入をお願いします。
- (7) 講座実施により知り得た個人情報、本講座以外で使用するできません。
- (8) お子様を連れての指導はできません。（講師向けの託児もありません。）

## 5 総合文化センターの利用について

- (1) 利用できる部屋 研修室、講座室、陶芸室、創作活動室、調理実習室、和室、多目的練習室、音楽室、音楽スタジオ
- ※詳細は総合文化センターのホームページを参照
- (2) 開館時間 9時～22時
- (3) 休館日 毎月第1月曜日（祝日の場合は翌日）  
年末年始（12月29日～1月3日）
- ※施設・設備の保守点検等による臨時休館あり
- (4) 使用区分 午前（9時～12時）  
午後1（12時～15時）

午後 2 ( 1 5 時 ~ 1 8 時 )

夜 間 ( 1 8 時 ~ 2 2 時 )

※ 2 区分を連続して使用することも可能

( 5 ) 受付時間も考慮した上で講座時間を決定してください。また、各使用時間帯終了の 1 5 分前には講座を終え、施設のルールに基づいた片付け・清掃をお願いします。

( 6 ) マイクまたは音源を使用する場合は、利用できる部屋に制限があります。

## 6 選考、結果について

面接や書類審査による選考の上、決定します。選考結果は応募者全員に郵送で通知します ( 6 月下旬予定 ) 。

## 7 その他

( 1 ) 講座運営にあたって疑義が生じた場合は、総合文化センター及び市と講師が協議の上、決定します。

( 2 ) 大雨警報、暴風警報発表などによって施設が利用できなくなった場合は、講座を中止します。

( 3 ) この要項に記載のない事項について協議が必要な場合は、総合文化センター及び市と講師で都度決定します。

( 4 ) 総合文化センター及び市の公式 SNS に講座の様子を掲載する場合があります。

( 5 ) 既存サークルへの参加や新規サークルの立ち上げなど、講座終了後も受講者が継続して学習活動を行えるよう努めてください。

( 6 ) 市民講師として決定するに当たり、要望や条件を添える場合があります。

( 7 ) 応募者多数の場合は、市民講師企画講座の講師経験がない方を優先して選考する場合があります。

## 8 連絡先

刈谷市総合文化センター 事業担当

〒 4 4 8 - 0 8 5 8 刈谷市若松町 2 - 1 0 4

TEL : 2 1 - 7 4 6 4 FAX : 2 1 - 7 4 4 0